

「防災啓発動画制作業務委託」公募型企画コンペに係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

防災啓発動画制作業務委託

(2) 業務内容

防災啓発動画制作業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年8月28日（木）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 支出予定額

670,188円（消費税相当額を含む）

(6) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ コンペ参加者が提出できる企画書は1つとする。

ウ 企画書は、令和7年6月5日（木）以降で、参加資格の確認後から受け付ける。

エ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、企画書等を提出できない。

オ 参加表明書及び企画書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

カ 提出された参加表明書及び企画書等は、返却しない。

キ 提出された参加表明書及び企画書等は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に準じ、開示することがある。

ク 提出期限後における参加表明書及び企画書等の差替え及び再提出は認めない。

また、企画書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。

ケ 次の場合は、以後の提出資格を喪失し、参加表明書及び企画書等を無効とする。

（ア）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書及び企画書等に虚偽の記載をした場合

コ 成果物に関する権利は、別紙仕様書（9 契約に関する条件等（4））のとおり、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

サ 本件に係る全ての提出資料及びプレゼンテーション時の資料に対する一切の費用については、参加者側の負担とする。

シ 決定した内容について、後日、発注者と協議を行い、追加・修正が必要と判断

される場合には、それに対応すること。その場合に発生する費用については、当業務予算の範囲内で行うものとする。

ス 受託者は、本委託業務を実施する場合においては、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

セ 参加表明者は、令和7年7月4日（金）午後5時までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者は、その旨を記載した書面に社印を押印のうえ、「10 担当課連絡先」の場所に持参し、届け出なければならない。

2 提案資格

提案者が満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2項第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「映画・ビデオ・DVD制作」または「広報・宣伝・広告」の業種で登録がある者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が、「市内」または「認定市内」としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) 本委託業務の履行能力がある者であること。

3 スケジュール（予定）

内 容	期限等
参加表明書提出期限	令和7年6月3日（火）午後5時まで
説明書等に対する質問書提出期限	令和7年6月3日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和7年6月5日（木）
参加資格確認通知予定日	令和7年6月5日（木）
企画書提出期限	令和7年7月7日（月）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和7年7月8日（火）
決定・非決定通知日	令和7年7月9日（水）
契約締結予定日	令和7年7月16日（水）まで
履行（納品）期日	令和7年8月28日（木）まで

4 参加表明の手続き

（1） 提出書類

参加表明書

（2） 提出期限

令和7年6月3日（火）午後5時必着（提出期限内に（3）の提出場所に到達していること。）

（3） 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 市庁舎7階
長崎市防災危機管理室

（4） 提出方法

持参、郵便（配達証明付き書留郵便に限る）又はその他の宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認

参加表明書を提出した者については、2に掲げる提案資格を確認し、参加資格確認通知書により通知する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由を、参加資格確認通知書により通知するものとする。

参加資格確認通知予定日 令和7年6月5日（木）

6 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書に記載の上、電子メール又はファクシミリにより(3)の送付先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期限

令和7年6月3日(火)午後5時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市防災危機管理室

E-mail : bousai@city.nagasaki.lg.jp

FAX : 095-820-0108

電話 : 095-822-0480

(4) 質問に対する回答

質問回答書によりコンペ参加者全員に電子メール又はファクシミリで回答する。

質問回答予定日 令和7年6月5日(木)

ただし、質問内容を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては、適宜回答する。

7 企画書等の提出要領

(1) 企画書

企画書については、以下の各項目に留意し作成すること。

仕様書中、「5 業務内容」を満たすものを条件とするが、仕様書中に記載のない内容であっても、追加提案がある場合は同様に提出すること。

(2) 提出書類

ア 企画書(絵コンテ、A4サイズ、縦横問わない、枚数制限なし)

(ア) 社名入りのもの・・・・・・・・・・ 1部

(イ) 社名無しのもの・・・・・・・・・・ 10部

(ウ) 電子データ(CDもしくはDVD)・・ 1枚

イ 動画及び防災啓発映像のコンセプトや構成についての説明書

ウ 参考見積書 1部(A4サイズ、小数点以下切り捨て)

見積書には、以下のとおり記載すること。

・業務名：防災啓発動画制作業務委託

・見積日：提出日

・宛名：長崎市長 鈴木 史朗

- ・履行期間：契約日から令和7年8月28日（金）まで
- ・履行場所：指定場所
見積書には、積算内訳を明記すること。
消費税に1円未満の端数が生じた場合は切捨てて計算すること。
見積書には、値引き、マイナス計上の項目を記載してはならない。

(3) 提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時まで

(4) 提出先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 市庁舎7階
長崎市防災危機管理室

8 プレゼンテーション

以下の要領で実施する予定であるが諸事情により変更する場合や実施日時・場所等が決定した場合、提案者へ連絡する。

(1) 日 時

令和7年7月8日（火）（予定）

(2) 場 所

長崎市魚の町4番1号 市庁舎5階
第3委員会室

(3) 内 容

- ア 持ち時間などは、参加者数に応じて設定することとして、時間・場所等と併せて連絡する。
- イ 各社、企画書について説明すること。特に、ナレーションやデザイン、撮影要領について説明すること。

9 契約の締結

- (1) 審査により決定した受注者と速やかに契約手続きを進め、随意契約を行うものとする。受注者は契約後、速やかに業務に着手すること。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上とする。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号～第3号又は第5号に該当する場合は免除
- (3) 契約書
契約書を作成し、受注者及び発注者双方で1部ずつを保有する。

10 担当課連絡先（発注者）

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 市庁舎7階 防災危機管理室

担当：岩田

電話：095-822-0480（内線2252） / FAX：095-820-0108

E-mail：bousai@city.nagasaki.lg.jp